

特定非営利活動法人シニア自然大学校 定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人シニア自然大学校という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市内に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、自然環境保全のための、普及啓発、調査研究、政策企画提案等の活動と、社会文化維持継承の普及啓発活動を行うと共に、子どもの健全な育成やまちづくり、更に地球環境問題にも積極的に取り組み、広く他団体との交流を深め、そしてこれらの活動を通じて社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成する為、特定非営利活動促進法（以下法という）

第2条別表

- ・第 2号 (社会教育の推進を図る活動)
- ・第 3号 (まちづくりの推進を図る活動)
- ・第 6号 (学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動)
- ・第 7号 (環境の保全を図る活動)
- ・第 9号 (地域安全活動)
- ・第11号 (国際協力の活動)
- ・第13号 (子どもの健全育成を図る活動)
- ・第19号 (前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動)を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 自然環境教育事業
- ② 社会文化普及啓発事業
- ③ 子どもの健全育成事業
- ④ 調査研究事業
- ⑤ 社会貢献活動の企画及び運営事業
- ⑥ 政策についての企画提案事業
- ⑦ 自然環境保全事業
- ⑧ 自然環境保全、まちづくり、地球環境のための施設運営管理事業
- ⑨ その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法における社員とする。

- ① 正会員 この法人の趣旨に賛同して入会した個人又は団体。
- ② 賛助会員 この法人の趣旨に賛同して、会の維持を援助する個人又は団体。

(入 会)

第7条 正会員、賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表理事に提出して入会を申請しなければならない。代表理事は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

- 2 代表理事は、正会員の申込については、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理事会の承認を経た上でその理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会員が納入した会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

(退会及び会員資格の喪失)

第9条 会員は、退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

- 2 会員の資格は、会費納入年の事業年度末までとする。
- 3 会員が次条により除名された場合の他、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届を受領したとき。
 - (2) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会で理事現在数の4分の3以上の議決に基づき除名することができる。

- ① この定款又は規則に違反したとき。
- ② この法人の秩序を著しく害し、又は、公序良俗に反する行為をしたとき。
- ③ この法人の名譽をき損し、又は設立の目的に反する行為をしたとき。

第3章 役 員

(役員の種類及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- ① 理事 7名以上 21名以内
- ② 監事 1名以上 3名以内

(役員を選任)

第12条 役員は、総会において正会員（団体にあつてはその代表者）の中から選任する。

- 2 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。
- 3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。
 - ① 代表理事 1名
 - ② 副代表理事 1名以上3名以内
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務)

第13条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第14条 監事は次の業務を行うものとし、その執行にあたって必要なときはいつでも理事に対して報告を求め、調査することができる。

- ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
- ② この法人の財産の状況を監査すること。
- ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- ④ 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- ⑤ 1号、2号の点について理事に個別に意見を述べること。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。但し任期内においても、当該役員任期の末日の日の属する年度の通常総会が開催された場合は、その任期をその通常総会の終結時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選任されていないときは、その任期を任期の末日後、最初の通常総会が終結するまで伸長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に理事会での弁明の機会を与えた上で、総会の決議に基づいて解任することができる。

- ① 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- ② 職務上の義務違反があると認められるとき。
- ③ その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その業務執行に必要な費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第4章 総会

(総会の構成)

第19条 総会は、この法人の最高意思決定機関であって正会員をもって構成する。

- 2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の機能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- ① 定款の変更
 - ② 解散
 - ③ 合併
 - ④ 事業報告及び活動決算の承認。
 - ⑤ 役員を選任及び解任。
 - ⑥ 正会員及び賛助会員の会費の額。
 - ⑦ その他理事会において重要であると認め付議された事項。
- 2 代表理事は、以下の事項について総会に報告する。
 - ① 事業計画及び活動予算。
 - ② その他理事会において重要であると認め報告すべき事項。

(総会の開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - ① 理事会が必要と認めたとき。
 - ② 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったとき。
 - ③ 監事から招集したとき。

(総会の招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、及び審議事項を記載した書面をもってすくなくとも5日前までに会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第24条 総会においては、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第25条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできない。

(総会における表決権等)

第26条 正会員の表決権は、1人又は1団体につき、1単位とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもしくは電磁的方法による意思表示をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第27条 総会の議事については、議長において議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中から選任された議事録署名人2人が署名押印した上、この議事録をこの法人の事務所において5年間備え置くものとする。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- ② 総会に付議すべき事項。
- ③ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第29条 理事会は、代表理事が必要と認めるときに代表理事が招集する。

2 理事現在数の過半数以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、代表理事は、すみやかに理事会を招集しなければならない。

3 代表理事が理事会を招集するときは、会議に付議すべき事項並びに日時及び場所を示して、開催日の5日前までに、理事及び監事に対し、文書をもって通知しなければならない。但し、全役員の出席と同意があるときは、この招集手続きを経ずして直ちに開催することができる。

(理事会の議事)

第30条 理事会の議長は代表理事がこれにあたる。但し、代表理事に支障があるときは、副代表理事又は代表理事が指名する理事がこれにあたる。

2 理事会においては理事現在数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

3 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか理事現在数の過半数をもって決する。

4 理事会の議事については、議長において議事録を作成し、議長及び出席理事の中から選任された議事録署名人1人が署名押印する。

第6章 顧問

(顧問)

第31条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、代表理事がこれを任命し、理事会の承認を受ける。

3 顧問は、役員を兼ねることができない。

4 顧問には、第15条(役員の任期)、第17条(解任)、第18条第2項(費用の弁償)の規定を準用する。これらの条文中「役員」とあるのは、「顧問」と読み替える。

5 顧問は、この法人の経営全般に関して、より広い観点から助言を行うことができる。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 財産目録に記載された資産
- ② 寄付金品および助成金
- ③ 会費
- ④ 事業に伴う収益
- ⑤ 財産から生ずる収益
- ⑥ その他の収益

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事会の議決を経て、代表理事が管理する。

- 2 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(活動予算及び決算)

第34条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事会で決定する。

- 2 活動決算は事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書とともに、監事の監査を受け、監査報告書を添えて総会の承認を得なければならない。
- 3 この法人の会計については、一般会計のほか、必要により特別会計を設けることができる。
- 4 会計の決算上、剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款を変更するときは、総会において 正会員総数の過半数が出席し、その正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第37条 この法人は、法令の規定による場合に解散する。この場合、総会の決議によるときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経て解散する。

(残余財産の処分)

第38条 この法人の解散のときに有する残余財産は、解散を決議した総会で定める 他の特定非営利活動法人もしくは民法34条の規定により設立された法人に帰属する。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長と所要の職員を置く。
- 3 事務局の職員は代表理事が任免する。
- 4 理事は事務局の職員を兼職することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(備付け書類)

第40条 事務局は事務所において、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かなければならない。

- 2 事務局は毎事業年度初めの3か月以内に、前年度における下記の書類を作成し、これらをその翌々事業年度の末日までの間、事務所に備え置かなければならない。
 - ① 前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び活動計算書
 - ② 役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿）
 - ③ 前号の役員名簿に記載された者のうち前事業年度において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面

- ④ 前事業年度において正会員であった10人以上の者の氏名（法人にあつてはその名称及び代表者氏名）及び住所または居所を記載した書面

(閲 覧)

第41条 会員及び利害関係人から前条の備え付けの書類の閲覧請求があつたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第10章 雑 則

(公 告)

第42条 この法人の公告は主たる事務所に掲示する他、官報においてこれを行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載するほか、この法人のホームページに掲載して行う。

(委 任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この法人に必要な事項は理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員並びにその役職は、第12条第1項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成15年6月30日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第34条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の事業年度は、第35条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | |
|--------|------|----------|
| ① 正会員 | 会費年額 | 5,000 円 |
| ② 賛助会員 | 会費年額 | 50,000 円 |

附 則

この定款は、平成18年 4月19日（大阪府知事が認証した日）から施行する。

附 則

この定款は、平成18年 9月28日（大阪府知事が認証した日）から施行する。

附 則

この定款は、平成19年 9月21日（大阪府知事が認証した日）から施行する。

附 則

この定款は、平成21年 9月11日（大阪府知事が認証した日）から施行する。

附 則

この定款は、平成23年10月20日（大阪市長が認証した日）から施行する。

附 則

この定款は、平成25年10月 4日（大阪市長が認証した日）から施行する。

附 則

この定款は、平成27年 6月 6日 から施行する、

附 則

この定款は、平成27年10月 9日（大阪市長が認証した日）から施行する。

附 則

この定款は、平成30年 6月 7日 から施行する。

特定非営利活動法人 シニア自然大学校

代表理事 濱 面 誠

【変更履歴】

平成18年 4月19日 第5条「自然環境保全のための施設運営管理事業」を追加

平成18年 9月28日 第3条「まちづくり、地球環境問題、子どもの健全育成、国内外の活動等」を追加

	第4条「第9号、第11号」を追加 第5条⑥「地球環境、まちづくり」を追加
	第9条（退会及び資格の喪失）に変更 第11条①「理事20名以内」に変更
	第12条3「会長、常勤理事」を追加 第13条（会長、常勤理事の職務）を追加
	第15条（役員の任期）1, 3全文変更 第31条（顧問）新設 第39条2「事務局長」追加
平成19年 9月21日	第12条3「副代表理事 1名以上3名以内」に変更
平成21年 9月11日	第1条「シニア自然大学校」に変更
	第26条「書面もしくは電磁的方法による意思表示をもって表決」を追加
平成23年10月20日	第3条「社会文化維持継承の普及啓発活動」を追加
	第4条「第4号（学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動）、第7号（地域安全活動）を追加
	第11条 理事の定数を「15名以上30名以内」、監事の定数を「3名以内」に変更
	第12条 常勤理事を「3名以上10名以内」に変更
平成25年10月 4日	第4条、第20条、第34条、第36条、第40条 NPO法改正に伴う変更 「収支」→「活動」など
	第5条 事業の種類を「自然環境教育」「社会文化普及啓発」「子どもの健全育成」「社会貢献活動企画」に
	第9条 会員の資格を会費納入年の年度末まで
平成27年6月 6日	第11条 理事の定数を「7名以上21名以内」に変更
平成27年10月9日	第12条3項③会長 1名以内及び④常勤理事3名以上10名以内を削除
	第13条3項会長は代表理事に対する業務全般の進言と渉外部門を担当するを削除。
	第13条4項常勤理事は、代表理事及び副代表理事を補佐するを削除
平成30年 6月 7日	第42条 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載するほか、この法人のホームページに掲載して行うを追加